

令和5年第4回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和5年5月24日（水）14時09分

○招集場所 見附市役所 4階大会議室

○会議に付した議件

議第37号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

議第38号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

議第39号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

議第40号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）

議第41号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）

議第42号 専決処分について（子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）

議第43号 専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱について）

議第44号 専決処分について（青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）

議第45号 専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）

議第46号 専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）

議第47号 専決処分について（見附市教育委員会における見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について）

議第48号 専決処分について（見附市教育委員会等公印規程の一部を改正する規程の制定について）

議第49号 専決処分について（見附市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則の制定について）

議第50号 専決処分について（子育て支援特別給付金について）

議第51号 見附市子どもの居場所条例の制定について

議第52号 見附市子どもの居場所運営規則の制定について

議第53号 見附市奨学金等貸与条例施行規則の一部改正について

議第54号 専決処分について（見附市出産・子育て応援事業実施要綱の制定について）

議第55号 令和5年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席者（5名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者（8名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	佐 藤 昌 弘
こども課長	鈴 木 浩
市民部長兼まちづくり課長	大 野 務
教育総務課長補佐	岩 崎 浩

学校教育課長補佐 関 拓也

こども課長補佐 榎本 摂子

副主幹兼総務管理係長 山谷 一憲

14時09分 開会

教 育 長

只今より、令和5年第4回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針について」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針について」報告いたします。

令和5年3月に策定された「見附市地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針」を受け、市教育委員会として「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定いたしました。

令和5年度から7年度までの3年間を改革期間として位置付け、今年度は卓球とソフトテニスをモデル事業として、休日における地域移行を進めてまいります。他種目についても夏ごろに説明会を開き、令和6、7年度には希望する地域団体が活動をスタートできることを目指します。今年度は、文化部についても検討委員会で協議を始める予定です。

子どもたちが活動の選択の幅を広げ、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の整備に努めてまいります。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小倉委員

地域移行が始まってまだ日数も経っていないですが、いいお手本となるような移行ができているのかどうかによって、今後の検討事項が変わってくると思います。

その辺のところはいかがでしょうか。

学校教育課長

卓球部が既に活動をスタートしております、今年度の2、3年生が4月末から実際に地域での活動を始めています。部活動のメンバー96人中、90人以上が地域での活動にも参加している、という話を聞いております。

1年生につきましても、先週活動がスタートしたということで、卓球連盟の方たちからご協力いただき、いいスタートが切れたと聞いております。

小倉委員

今まで学校依存でやってきた子どもが、地域で部活をやることに対する不安みたいな声を聞いたもので、今、曖昧な位置にあるのかなと思います。

しっかりととした裏付けがなく、地域に移行してしまったのではないか、ということをちょっと懸念していたのですが、その辺のところは、特に問題はないのでしょうか。

学校教育課長

子どもが不安に感じている部分は、まだ実際に聞いていませんが、卓球連盟は、昨年度からも徐々に試行的に移行を始めていた団体ではありますので、そういう部分については、丁寧に対応していただけるものと期待しています。

また、これから地域移行で、卓球やソフトテニスの上手くいっている部分や課

題など、見えてきたことを他の部活動にしっかりと還元できるように、検討委員会を通して明らかにしていきたいと思っております。

是非、そういう声がありましたらお聞かせいただければと思っています。

小倉委員

生徒や保護者が一番不安に感じているところは、大会への参加の仕方ではないかと思います。保護者からの声を聞くと、そんな印象を受けますので、保護者や生徒に対してしっかりと説明をしていかないと、何か混乱が生じるのではないかと思います。そういうところをしっかりと把握して説明していただきたいと思います。

武田委員

小倉委員のご意見と少し重複しますが、以前から保護者や子どもたちに対しての説明が、まだ少し足りない気がしています。

今はまだ移行期ですので、理解できていない子どもたちも多いのかな、という気がしますが、その辺が私もずっと不安に思っていたことで、今後保護者や子どもたちへの説明というのが学校任せにならずに、もっと地域的に関わっていけるようなやり方で、地域移行が認められるような形がとれる説明の仕方を考えていった方が良いのではないかと思います。

学校教育課長

学校あるいは地域に対しての説明は、とても大事なところだと認識しております。まちづくり課でも、保護者や学校へ説明に行く形をとっておりますが、理解できていない子どもがいるという面で、不充分な部分もあると思いますので、しっかりとご理解いただけるための説明の仕方をまちづくり課も含めて一緒に考えていきたいと思っています。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における取扱いについて」を学校教育課長、こども課長の順にそれぞれ報告願います。

学校教育課長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校の教育活動と、感染症対策について報告いたします。学校の教育活動については、単にコロナ以前の姿に戻るのではなく、これまで制限されてきた学校の教育活動のうち、本当に必要なものに取り組むとともに、GIGAスクール構想下で進められてきた工夫を取り入れ、新しい学びを考えていく必要があります。

授業や学校行事等については、一人一台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指すとともに、児童生徒が他者と交流する豊かな体験活動を充実させていきます。

また、地域の方々を始め、多様な他者と協働しながら、教育活動を進めていくことも大事にしてまいります。今年度は、各校でこれまで取り組んでいる活動の中に、アントレプレナーシップ教育の視点を取り入れ、児童生徒に起業家的なマインドや資質・能力を育むことのできる教育課程の在り方を探っていきたいと考えています。

感染症対策につきましては、検温や消毒液、パーテイションの設置等の対応は不要となりますが、感染拡大を防止するための児童生徒の健康観察や換気の確保、手指衛生といった日常的な対応は丁寧に行ってまいります。

マスクの着用についても、着用の推奨は行わないこととし、個人の主体的な選択と判断に委ねることとしていきます。基礎疾患を有する児童生徒への配慮や、児童生徒が感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、引き続き気を付けてまいります。

以上です。

こども課長

こども課関係の取扱いについて説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことによる公立保育園及び放課後児童クラブでの対応で大きく変更したところが、休業等の考え方です。

5類移行前は、同一クラス内での感染者等の状況により、原則5日間の臨時休業を検討する、としていましたが、5類移行後は、感染症拡大による臨時休業は原則行わず、保育園については「園児全体の10%もしくは30%の罹患者がいた場合は、登園自粛」、放課後児童クラブでは「原則として利用制限はしない」ということに改めました。季節性インフルエンザと同様の対応としています。

マスク等の感染症対策としては、公立保育園及び放課後児童クラブでは、5類移行前と変わらず、マスク着用については園児も職員も個人の判断とし、引き続き、手洗いや換気等の一般的な感染症対策と健康管理を心がけています。

また、これらの公立園での対応方針を、私立園に対しても通知し、園の対応の参考にしていただいています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

今までの対応とは違って、全て制限を緩めた通常のスタイルに踏み出してきてるわけですが、例えばマスクの着用であるとか、消毒をしなくなっているなど、現状で眺められて、子どもたちの様子としては、あっさり戻ってきているのですか。

学校教育課長

学校の様子ですが、やはりマスクに関しては、高学年や中学生は、どちらかといふと着用している子どもたちが多いというような状況であります。やはりどうしても、これまで着用していたところから、すぐに戻れてないというように学校も捉えています。

教職員についても、半数くらいはマスクを着用していると聞いています。

教育長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

次に、報告3「子どもの居場所の名称・開設等について」を、こども課長より報告願います。

こども課長

報告3「子どもの居場所の名称・開設等について」説明いたします。

見附市子どもの居場所の名称については、市民に親しみや愛着を持っていただける施設とするため、公募により決定いたしました。

令和4年11月から令和5年1月の期間で愛称を募集したところ、50件の応募をいただきました。

選考の結果、市内在住の武石英翔さんが考案した「プレイラボ」に、見附市の「みつけ」をつけて、「プレイラボみつけ」と決定しました。

選考理由は「プレイラボ」という言葉が、「遊び」と「学び」の両方を想起させて、施設のイメージに最も合うという理由です。

プレイラボみつけのオープン日については、7月中旬を予定しています。

これまで、施設を利用する小学生をはじめ、保護者等いろいろな方の思いを聞きながら、作り上げてきました。多くの子どもたちに利用してもらいたいと考え、オ

一贯穿の準備を進めています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小倉委員

教育委員会関係で新しい施設ができると、見学に寄せていただいたりしてましたが、今後会議のついでなどで見学の予定はありますか。

こども課長

具体的にまだ決まっておりませんが、教育委員の皆様には、ご覧いただきたいと考えております。また何か決まりましたらお知らせしたいと思います。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告4「市立保育園の民営化について」をこども課長より報告願います。

こども課長

報告4「市立保育園の民営化等について」説明いたします。

令和4年度に、第3次見附市公立保育園民営化等実施計画に基づいて、市立保育園民営化にかかる移管先法人の選定を行ってきました。

名木野保育園、和楽保育園、漆山保育園の3園セットでの移管を目指して募集を行い、3回目の募集で移管先法人を選定することができました。その経緯の中で、1園、2園の募集もできるように要件を変更しており、今回、名木野保育園と漆山保育園の2園の移管が決定しました。和楽保育園は応募がありませんでした。

2園の移管先法人は、社会福祉法人芳香稚草園です。見附市内で、認定こども園、

放課後児童クラブ等の運営実績があります。

今後、保護者や関係者に対して説明を行うなどの準備を進め、令和6年1月から引き継ぎ保育を開始し、令和6年4月1日に民営化というスケジュールで進めていきます。

和楽保育園については、「第3次見附市公立保育園民営化等実施計画検討委員会」を開き、今後の方向性を検討中です。

民営化等を進めるにあたっては、保護者をはじめとする関係者に丁寧に説明を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告5「タウンミーティングの開催等について」を教育部長より報告願います。

教育部長兼教育総務課長

報告5「タウンミーティングの開催等について」説明します。

2月3日に開催しました総合教育会議において、見附市の目指すべき教育環境について市長と協議をいただいた際に、市民の声を聞く場を設けてみてはどうかという意見を受けまして、令和5年度にタウンミーティングを開催する予算を計上いたしましたので、概要について報告いたします。

「1 概要」についてですが、少子化が加速度的に進む中、市としての目指すべき教育環境について、子育て世代を中心に市民の声を聞く場としてタウンミーティングを開催するものです。

「2 タウンミーティングの位置づけ」についてですが、タウンミーティングは何かを決定する場ではなく、「市の目指すべき教育環境について」市民の意見を取りまとめ教育委員会に報告することを目的としています。教育委員会は、報告を受けたのちに、今後の教育行政に反映させるため、審議会（委員会）等を設置する必要があるかどうか判断することになります。

「3 実施方法」についてですが、コーディネーターに学識経験者を依頼いたしました。市内数か所で市民の声を広く聞いてもらうタウンミーティングを開催する予定としていますが、タウンミーティングの会議形式や回数・時期、参加対象や人数、募集方法、会場等は現在検討中です。詳細が決まりましたら、別途お知らせしたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

次に、日程第3、議第37号「専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）」から議第39号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」までの3案を一括して議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第37号「専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）」説明します。

専決第6号『見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について』4月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として4月の教職員の人事異動に伴い、ご覧の4名の校長先生について委嘱替えを行うものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間である令和6年4月30日までとするものであります。

議第38号「専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）」説明します。

専決第7号『見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について』4月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として名簿記載のとおり、学識経験者として長岡保健所所長を委員として委嘱するものです。任期については前任者の残任期間である令和6年4月30日までとするものです。

議第39号「専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）」説明します。

専決第15号『見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について』5月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として名簿記載のとおり、小・中・特別支援学校10校のPTAの代表10名を委員として委嘱するものです。任期については全任者の残任期間である令和6年4月30日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第40号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）」および、議第41号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）」の2案を一括して議題とします。

市民部長に説明を求めます。

市民部長兼まちづくり課長

議第40号「専決処分について」ご説明いたします。

『見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について』令和5年4月1日付で専決処分しましたので、承認をお願いするものでございます。

委嘱の理由ですが、委員としてお願いしている団体の人事異動がありましたので、学校教育関係者である見附小学校教諭の瀬下 圭太郎さん及び見附高等学校 校長の丸山 綾子さんを委員として委嘱するものでございます。

なお、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

続きまして、議第41号「専決処分について」ご説明いたします。

『見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について』令和5年5月1日付で専決処分しましたので、承認をお願いするものでございます。

委嘱の理由ですが、委員としてお願いしている団体の役員交代がありましたので、学校教育関係者である見附市P.T.A連合会長の三沢 俊之さんを委員として委嘱す

るものでございます。

なお、任期は令和5年5月1日から令和6年3月31日までとなっております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第42号「専決処分について（子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第42号「専決処分について」説明します。

『見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱』につきまして、令和5年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

見附市子ども支援対策地域協議会は、児童虐待を防止するために、関係機関と情報共有や連携により支援するために設置しているもので、その委員につきましては、「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱」に定める関係機関から、委員を推薦

していただき委嘱しているものです。

令和5年3月末で、任期が満了したことから、新たに推薦いただいた方々を「代表者会議委員」と「実務者会議委員」とし、2年間の任期である令和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期としてご委嘱申し上げるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第43号「専決処分について（見附市立学校 学校運営協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第43号「専決処分について」説明します。

『見附市立学校運営協議会委員の委嘱について』令和5年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。140名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は

令和6年3月31日までの1年間とするものでございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第44号「専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第44号「専決処分について」説明します。

『見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について』令和5年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

今年度は委嘱替えの年に当たり、10名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので承認願います。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第45号「専決処分について（見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第45号「専決処分について」説明します。

『見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について』令和5年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。委員19名、相談員18名を委嘱することについて専決処分いたしましたので承認願います。任期は令和6年3月31日までの1年間とするものでございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第46号「専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第46号「専決処分について」説明します。

『見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について』令和5年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

田井小学校、笠原健児校長の委嘱、今町小学校、吉田孝則校長の解嘱を承認願います。任期は前任者の残任期間の令和6年3月31日までとなります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第47号「専決処分について（見附市教育委員会における見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について）」を議題とします。
教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第47号「専決処分について」説明いたします。
専決第3号『見附市教育委員会における見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について』3月31日付けで専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。

制定の目的ですが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う見附市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、新たに施行規則を制定する必要があるものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第48号「専決処分について（見附市教育委員会等公印規程の一部を改正する規程の制定について）」並びに、議第49号「専決処分について（見附市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則の制定について）」の2案を一括して議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第48号「専決処分について」説明いたします。

専決第4号『見附市教育委員会等公印規程の一部を改正する規程の制定について』3月31日付けで専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。

改正の目的ですが、令和5年度の組織改正において教育委員会所管の事務が市長へ移管することに伴い、関係する教育委員会公印規程の改正を行い、あわせて保育園関係の公印の整理を行うものです。

続いて、議第49号「専決処分について」説明いたします。

専決第5号『見附市教育委員会の職名に関する規則等の一部を改正する規則の制定について』3月31日付けで専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。

改正の目的ですが、令和5年度の組織改正において教育委員会所管の事務が市長へ移管することに伴い、教育委員会の事務及び組織が変更と配置される職員の職名の整理と事務委任、補助執行している事務の改正を行うものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第50号「専決処分について（子育て支援特別給付金について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第50号「専決処分について」説明いたします。

『令和5年度一般会計補正予算（子育て支援特別給付金）』につきまして、専決第14号のとおり、令和5年4月21日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

子育て世帯生活支援特別給付金は、食費等の物価高騰等に直面している低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国が緊急対策として決定したものです。

職員手当を合わせまして、ひとり親世帯分として1,980万円、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分として1,820万円を計上し、対象となる世帯の児童1人あたり5万円を支給するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 51 号「見附市子どもの居場所条例の制定について」並びに、議第 52 号「見附市子どもの居場所運営規則の制定について」の 2 案を一括して議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 51 号「見附市子どもの居場所条例の制定について」説明いたします。

最初に条例制定の理由でございますが、今年度 7 月中旬にオープンを予定しています子どもの居場所を設置するにあたり、必要な事項を定める条例を制定するものです。

条文について説明します。

第 1 条では、目的及び設置を定めています。

子どもが遊びや学びなどを通して交流したり安心して過ごしたりできる居場所を提供することにより、子どもの自発性をはぐくむことを目的としています。

第 2 条では、名称及び位置を定めています。

第 3 条では、子どもの居場所が行う事業を定めています。

子どもの遊びや学びの場としての居場所の提供、遊びや学びの支援、情報の収集

や提供等を行うものとしています。

第4条では、開館時間等は規則で定めるものとしています。

第5条では、この条例に定めるもののほかは別に定めることとしています。

附則において、この条例は、令和5年7月1日から施行するものです。

続いて、議第52号「見附市子どもの居場所運営規則の制定について」説明いたします。

規則制定の趣旨でございますが、子どもの居場所の運営に必要な事項を定める規則を制定するものでございます。

主な条文について説明いたします。

第2条で、利用者について定めており、「主に小学校高学年の者」、「18才未満の者及びその保護者」、「その他市長が適当と認めた者」と定めています。

第3条では開設時間を定めています。

いずれも小学生の利用を想定した時間帯としています。

第4条では、休館日を定めています。

第5条では、利用の手続きを定めています。

利用する者は利用者受付簿に記入し入館することを定めています。

また、団体等が利用する場合の手続きを定めています。

第6条では、利用の制限を定めています。

附則において、この規則は、令和5年7月1日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

齋木委員

「子どもの居場所」をメインで使って欲しい子どもたちが、小学校高学年の子ど

もたちということで、就学前のお子さんは保護者が基本同伴ということで聞いています。

高学年の子どもたちは、ある程度体もちょっと動かしても大丈夫な場所になっているそうですが、小学校1、2年生あたりの子どもたちと、ぶつかったりしたり、事故などが起こらないと良いなと思います。小学校1、2年生だと体が小さい子どもたちもいますし、5、6年生だと体が大きい子どももいますし、そんなところがうまく動いていくと良いと感じました。

こども課長

「子どもの居場所」には、職員が2名常駐する形で運営を考えております。

「少し危ないな」と思われるところに関しては、声掛けができるような体制で考えておりまして、その中で子ども同士の遊びができれば良いと考えております。

武田委員

団体利用の場合、5日前までに申請と書いてありますが、団体というのは主にどういう団体を考えていますか。

こども課長

例えば、放課後児童クラブで「ちょっと広い場所で遊びたい」という時に、団体として申し込みの可能性があるのではないかと考えております。

武田委員

特に、どんな団体に限るなどの制限は考えていませんか。

こども課長

利用する者ということで、小学校高学年から18歳未満の者というところで考えておりまして、それ以外の方については、また別途協議をしながらと考えております。

教育長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第53号「見附市奨学金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第53号「見附市奨学金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

改正の理由ですが、成年者の父母に対して「保護者」の記載が適当でないと判断し、父母等に改めるものであります。そのことを反映し、様式も改めました。

主な変更点は、第7条中「保護者」を「父母又はそれに代わる者」に、別記様式に記載の「保護者」を「父母等」に改めるものであります。

本規則は公布の日から施行し、改正後の見附市奨学金等貸与条例施行規則の規定は、令和5年3月1日から適用するものであります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 54 号「専決処分について（見附市出産・子育て応援事業実施要綱の制定について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 54 号「専決処分について」説明いたします。

『見附市出産・子育て応援事業実施要綱の制定』につきまして、専決第 17 号のとおり、令和 5 年 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

当該要綱の制定の理由でございますが、妊娠届出や出産届出を行った妊産婦等に出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、国の出産・子育て応援交付金を活用し、出産・子育てに係る費用の負担軽減を図る出産・子育て応援ギフトを支給する経済的支援を一体的に実施するにあたり必要な事項を定めたものです。

制定内容の概要ですが、第 3 条から第 5 条に伴走型相談支援の時期、実施方法、

内容を定めております。

伴走型相談支援は妊娠届け出時、妊娠8か月前後、出生届け出後にそれぞれ面談やアンケートを実施することとしています。

第6条及び別表第1において、出産・子育て応援ギフトの支給要件や支給対象者、支給額等を定めています。

妊娠届け出時に面談等を行った妊婦に対し5万円、出産後に面談等を行った児童を養育する者に対し、児童1人につき5万円を支給します。

附則におきまして、この要綱は令和5年1月1日から適用するものと定めたものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第55号「令和5年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

教育部長、こども課長の順に、それぞれ関係部分の説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第55号「令和5度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について（教育総務課分）」説明いたします。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世代への負担軽減策として「学校給食費の無償化補助金」の増額をお願いするものです。

市内小中特別支援学校の児童生徒約2,830人を対象に2学期にあたる8月から12月分の給食費を市が支援するもので、約6,620万円を見込んでいます。財源としては、国からの地方創生臨時交付金を充当する予定です。

以上でございます。

こども課長

続いてこども課分の説明です。

放課後児童健全育成事業12万4千円の増額につきましては、放課後児童クラブの物価高騰対策として、光熱費の支援をするものです。12か所ある放課後児童クラブのうち、クラブが光熱費を負担している3施設について、定員区分に応じた委託料の増額補正をお願いするものです。

財源としては、国からの地方創生臨時交付金を充当する予定です。

私立保育所運営事業431万1千円の増額につきましては、物価高騰対策として、「①私立保育園の在園児の副食費を無償化するもの」と「②私立保育園4園に対して光熱費の支援をするもの」です。

まず、副食費無償化についてですが、物価高騰の影響を受けた子育て世代への負担軽減策として、保育園に通う3歳以上の見附市民である園児を対象に、国の公定価格に基づいて、4,700円を上限として副食費を補助します。無償化の期間は9月から12月までの4か月間ですので、保護者は、最大1万8,800円の負担軽減となります。

私立保育園に対する光熱費の支援については、定員区分に応じた補助金の増額補正をお願いするものです。

財源としては、国からの地方創生臨時交付金を充当する予定です。

これから続けて、3つの補正予算の説明をいたしますが、いずれも物価高騰対策として同様の補助を行うもので、対象者や単価、期間、定員区分、財源等は同じとなります。

認定こども園・小規模保育施設運営事業970万7千円の増額につきましては、「①認定こども園・小規模保育施設、企業主導型保育施設の在園児の副食費を無償化するもの」と「②認定こども園5園、小規模保育施設1園、企業主導型保育施設2園の光熱費の支援を行うもの」であり、これにかかる補助金の増額補正をお願いするものです。

広域入所委託事業費38万6千円の増額につきましては、市外の保育園、認定こども園等に通う在園児の副食費を無償化する補助金の増額補正をお願いするものです。

へき地保育所運営事業143万4千円の増額につきましては、「①へき地保育所の在園児の副食費を無償化するもの」と「②へき地保育所4園の光熱費の支援をするもの」で、これにかかる委託料の増額補正をお願いするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで、令和5年第4回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時02分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

武田 信一

